

のり面ノズルマン技能認定資格の更新登録のご案内

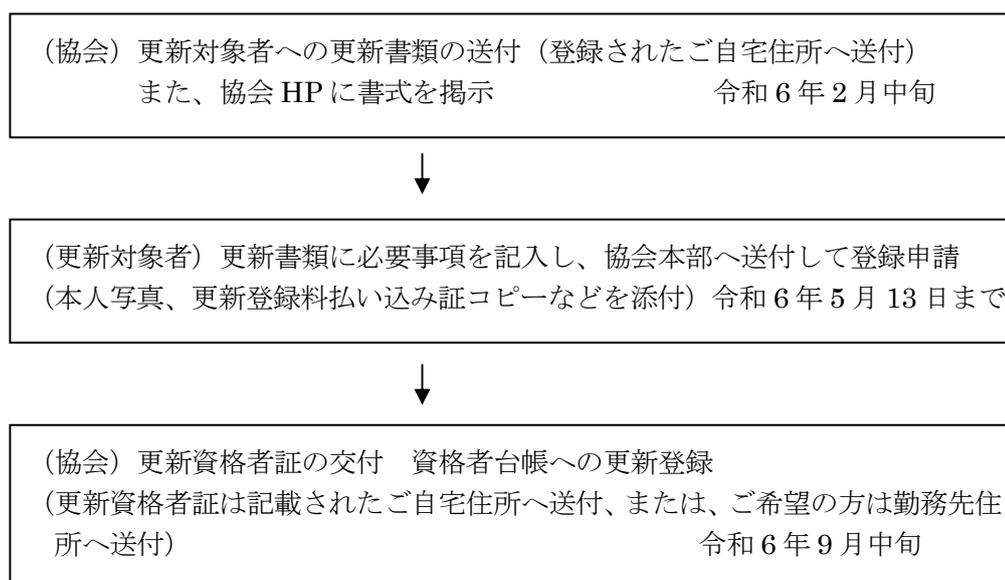
(一社) 全国特定法面保護協会

1. 技能認定資格更新登録の概要

当協会では、平成 21 年度より「のり面ノズルマン技能認定資格試験」を実施し、合格者には資格認定を行ってまいりました。

この資格登録をされた技能者の方の登録有効期間は 5 年となっており、当協会「のり面ノズルマン資格認定規則」により、更新登録は所属長によって証明された実務歴の報告をもって行うこととなっています。更新登録は、下記のフローに従って行います。なお、技能認定資格試験に合格し、登録された方には、運転免許証の大きさの技能認定資格者証（カード）をお送りしています。

記



2. 技能認定資格の更新対象者

令和 6 年度における主な更新対象の方は、「技能認定資格者証の有効期限が令和 6 (2024) 年 11 月」の方となります。また、過去 4 年間に更新されなかった有効期限が平成 32 (2020) 年 5 月～平成 35 (2023) 年 11 月の方も更新の対象です。

更新後の有効期限の年月日は以下のとおりとなります。

技能認定資格者証の有効期限別の更新年月日と更新後の有効期限

	現技能認定資格者証の有効期限				更新後の技能認定資格者証				
	西暦	和暦		月	更新資格 認定日	更新資格 有効期限年月日			
		平成	令和			2029年	令和11年	11月30日	
令和6年度 更新対象者	①	2024年	-	令和6年	11月	2024年 (令和6年) 9月15日	2029年	令和11年	11月30日
	②	2023年	平成35年	令和5年	11月		2028年	令和10年	11月30日
	③	2022年	平成34年	令和4年	11月		2027年	令和9年	11月30日
	④	2021年	平成33年	令和3年	9月、11月		2026年	令和8年	11月30日
	⑤	2020年	平成32年	令和2年	5月、9月、11月		2025年	令和7年	11月30日

※「技能認定資格者証の有効期限が平成31（2019）年5月以前の方」は、再受験となります。

なお、更新手続きの期日（令和6年5月13日）を過ぎて申請された場合は、翌年度の申請扱いとするため長期（1年間）の失効期間が生じますことにご注意ください。

3. 技能認定資格更新登録の申請について

更新対象の方は、以下の要領に従って申請書類を作成し、更新用封筒に84円切手を貼り協会本部まで送付してください。

なお、協会から次の更新申請書類の様式を同封いたします。

- ①のり面ノズルマン技能認定資格の更新登録のご案内（この案内書です）
- ②のり面ノズルマン技能認定資格 更新登録申請書（様式-1）
- ③更新登録に関する実務証明書（様式-2）
- ④振込取扱票（ゆうちょ銀行）
- ⑤更新申請用封筒（84円切手を貼り、下の（1）の必要書類を同封し、協会本部まで送付ください。）

(1) 更新申請に必要な書類（協会本部へお送りいただく書類）

① のり面ノズルマン技能認定資格 更新登録申請書（様式-1）

記入例を参考に必要事項を記入してください。また、顔写真（カラー）と更新登録申請料7,000円（うち消費税10% ¥636円）の「振替払込受領証」のコピーを貼付してください。

② カラー顔写真1枚

写真は更新登録申請書に剥がれないよう貼付ください。

なお、写真をスキャンし資格者証に貼付するため、下記事項に留意ください。

※写真の注意事項

- ・縦 3.0cm × 横 2.5cm、6ヵ月以内に撮影されたもの
- ・無帽・正面・上半身を写した鮮明なもの（背景は青色を推奨するが、無地であれば良い）
- ・デジカメ写真の場合は写真用紙に光沢プリントのものに限る
- ・ポラロイド写真及びスナップ写真は不可
- ・写真裏に氏名その他を書かないでください。（スキャンするため）

- ③ 「更新登録に関する実務証明書」(様式-2)
記入例を参考に、実務歴など必要事項を記入してください。更新にあたり、実務歴は直近5か年間のうち**合計1.5年(18ヶ月)間以上**が必要です。また、所属会社の代表者印(所属長も可)を証明印として捺印してください。
- ④ 証明者(会社)の建設業許可証(票)の写し(コピー)
所属会社の建設業許可証(票)の写し(コピー)を添付ください。
- ⑤ 現在保有している「のり面ノズルマン技能認定資格者証」カードの写し(コピー)
A4用紙に等倍でコピーしてください。(白黒コピー可)
資格者証記載の住所が住所変更等により更新登録申請書の住所と違う場合には、その住所が記載された「住民票」又は自動車運転免許証のコピーを同封ください。
< 様式-1、様式-2の記入については、5~7頁の記入例を参照ください。 >

(2) 更新登録料

7,000円/人(うち消費税10% ¥636円)

※ 振込は同封した振込取扱票(ゆうちょ銀行)又はゆうちょ銀行備え付けの用紙を使用してください。

振込先 郵便振替口座：00120-7-790588

加入者名：(一社)全特法面協会ノズルマン資格更新係

イ) 振込み手数料は申請者負担です。

ロ) 郵便振替受領証のコピーを申請書に貼付ください。

ハ) 納付済の登録料は返却しません。

二) 複数名分をまとめて振り込まれる場合は、申請者の氏名をもれなく記入ください。

ホ) ATM送金も可能です。送金控えのコピーを申請書に貼付ください。

へ) インタネットバンキングで払い込む場合

ゆうちょ銀行コード：9900、店番：019、支店名：〇一九(ゼロイチキュウ)

口座種類：当座、口座番号：0790588

(一社)全特法面協会ノズルマン資格更新係

シヤ)ゼントクノリメンキョウカイノズルマンシカクコウシンカカリ

支払いが完了した画面をプリントし、申請書に貼付又は別紙にて同封願います。

(3) 更新登録申請締め切り期日

令和6年5月13日(当日の消印有効)

(4) 更新資格者証の交付

更新登録申請をされた方には、当協会の「のり面ノズルマン技能認定者台帳」に更新登録するとともに、「のり面ノズルマン技能認定資格者証」を令和6年9月中旬頃に郵送します(更新登録料の領収書を同封します)。更新登録された方の資格者証の登録番号は、更新登録前と末尾の数字が若干異なります。

なお、郵送先は、原則として申請された自宅住所としますが、受け取りに際して所属会社など

都合の良い郵送先があるようでしたら、様式-1 にその郵送先をご記入ください。所属会社へ郵送の場合は、住所に会社名も記入ください。会社名の記入がない場合は、資格者証が配達されない場合がありますのでご注意ください。

(5) その他

① 再交付（有料）

資格者証を汚損したり紛失された場合は、「のり面ノズルマン技能認定資格者証再交付申請書」

に必要事項を記入し、申請料振込み済み用紙のコピーとともに協会本部まで送付ください。再交付します。「のり面ノズルマン技能認定資格者証再交付申請書」は協会ホームページに掲載しています。

② 変更届けの義務

更新登録時の氏名・住所・勤務先等に変更があった場合は速やかに協会へ届け出てください。変更届の用紙はホームページに掲載しております（資格者証登録番号を必ず記入してください）。

4. 個人情報保護について

1 法令等の遵守

（一社）全国特定法面保護協会は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護にする法令等を遵守します。

2 利用目的

申請等により収集しました氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報につきましては、資格者証等の交付、記載事項変更等の記載、更新のご案内のために利用します。

3 個人情報の適正管理

申請者の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。

4 個人情報の第三者への提供

下記の場合を除き、個人情報を第三者には提供しません。

- 1) 事前に本人による承諾を受けている場合
- 2) 法令に基づく場合
- 3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 丸石新橋ビル 3 階

一般社団法人 全国特定法面保護協会

TEL:03-3437-2588

FAX:03-3437-2566

ホームページ <http://www.norimen.or.jp/>

(申請日) 令和 6 年 4 月 1 日

のり面ノズルマン技能認定資格 更新登録申請書

一般社団法人 全国特定法面保護協会
会長 殿

(ふりがな) のりめん ふくお

登録番号 第 19123450 号

氏 名 法面 吹夫

貴協会「のり面ノズルマン技能認定証」の更新登録と更新資格者証の交付について登録申請料7,000円(税込み)を振り込み、関係書類を添えて申請します。

本人の顔写真を貼付
(縦3cm×横2.5cm)

※ 新登録番号			←ここには記入しないでください
本籍地	長野 都道府県 府 県	昭和 5 年 12 月 3 日 平成	
現住所	〒 386-0001 長野県上田市植田二丁目 5 5 5 番地 2 号 真田荘 5 0 6 号室 電話番号： 090-3330-3413		
勤務先名称 所属部署名	烏森建設工業 株式会社 土木部工事課		
勤務先住所	〒 105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 7 番 1 2 号 丸石新橋ビル 3 階 電話番号： 03-3437-2588		

※ 現住所の電話番号は日中連絡がとれる携帯電話番号等の登録を推奨します。
氏名、住所、勤務先等の変更があった場合は速やかに協会事務局にお届けください。
届け出用紙(個人用)はホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

郵便振替受領証等のコピーをここに貼ってください。(横向き可)
インターネットバンキング等で大きなサイズのもの別添にて同封ください。
・郵便振替口座：00120-7-790588
・加入者名：(一社) 全特法面協会ノズルマン資格更新係
シヤ) ゼントクノリメンキヨウカイノズルマンシカクコウシンカカリ
【更新登録料】 7,000円(うち消費税10% ¥636円)

新資格者証 郵送先住所(現住所とは別の場所に送付を希望される場合に記載してください)

〒 105-0004

東京都港区新橋 5 丁目 7 番 1 2 号 丸石新橋ビル 3 階 烏森建設工業(株)

(申請日) 令和 6 年 4 月 1 日

のり面ノズルマン技能認定資格更新登録に関する実務証明書

一般社団法人 全国特定法面保護協会

「証明年月日」

会長 殿

令和 6 年 3 月 28 日

本のり面ノズルマン技能資格者の実務歴（モルタル吹付工、吹付砕工吹付などのモルタル吹付作業）の内容は、下記のとおりであることを証明します。

[証明者]

会社名： 烏森建設工業 株式会社

所在地： 〒 105-0004 東京都港区新橋5丁目7-12 丸石新橋ビル3階

電話番号： 03-3437-2588

代表者(責任者)： 代表取締役社長 烏森 太郎

代表者印



記

更新申込者	氏名	法面 吹夫	生年月日	平成5年12月3日	生
	本籍	(都道府県名のみ) 長野県			
	現住所	〒 386-0001 長野県上田市植田二丁目555番2号 真田荘506号室			
実務歴					
工事名(現場名 略称)	施工地の都道府県及び市町村名	吹付の期間		月数	
平成31年度 県道35号 道路改良工事	千葉県〇〇市 松野 〇〇 地内	令和元年12月～ 令和2年3月		3.0ヶ月	
新橋急傾斜地対策事業	東京都港区新橋 烏森 地内	令和2年6月～ 令和2年8月		2.5ヶ月	
令和2年度 国道18号 災害防除事業	長野県上田市 〇〇 〇〇 地内	令和2年10月～ 令和3年4月		6.0ヶ月	
令和3年度 南アルプス林道 道路補修工事	長野県飯田市 〇〇 〇〇 地内	令和3年6月～ 令和3年11月		4.3ヶ月	
令和3年度 町道停車場線 交通安全対策事業	埼玉県〇〇町 〇〇 〇〇 地内	令和4年1月～ 令和4年3月		1.5ヶ月	
令和4年度 国道125号 道路改良工事	埼玉県 〇〇市 〇〇 地内	令和4年6月～ 令和4年11月		4.3ヶ月	
計		裏面に実務歴がある場合その実務歴も含めた合計期間を記入願います。		2年6.1ヶ月 (30.1ヶ月)	

※更新には直近5か年間のうち18ヶ月(1.5年) 以上の実務実績が必要です。

※工事名(現場名 略称)、地域名はわかる範囲で記載ください。

※期間が1週間の場合は0.25ヶ月、2週間は0.5ヶ月、3週間は0.75ヶ月として記入ください。

